

をめぐる問題である。同請願は今回総務衛生、開発企業、土木の四つの常任委員会に提出され、分離審議の結果、総務衛生では採択、開発企業は継続審査、土木は一部採択が行なわれ最終日の本会議にもち込まれた。

ところがこのうち農林水産委に付託された同請願の記載事項の中に「高浜入干拓計画の中止」の一項目が盛り込まれており、同委員会では採択にあたつて「即刻中止ということではなく、検討が必要」という付帯意見を添えて可決した。だが干拓事業を極力推進中の県側があわて出し波紋をよんだ。

○そこで十一月二十一日（最終日）の議会運営委員会ではまず自民党側は「四つの委員会がバラバラの結論となつたので、本会議での委員長報告ののち、総務委員会に再付託して合同審査を行ない統一した審議の結論を出したい」むねの同党議員会長が説明を行なつた。これに対し社会党委員は「一度決めたことを変えるのは不見識であり、議会の慣例をまもるべきだ。また議会の権威にもかかわる」と反対、公明、共産の委員外委員も同様意見を出した。

次に本会議が開かれ委員長報告がなされたが、このうち農林水産委員長は「同請願は個別でなく全体を勘案して採択したものであり高浜入干拓については国の從来か

らの方向と経緯等を十分勘案して今後とも慎重に推進すべきであるとの意見を付した」と述べた。これに対し自民党議員が「四つの請願は統一的審査が必要であり、総務衛生委に再付託されたい」と緊急動議を提出した。

これに対し社会、共産両党議員は「再付託の必要性はない」という主旨の反対討論を行なつたが賛成多数で同動議は可決された。その後開かれた総務衛生農林水産委員会等の合同審査会ではまず農林水産委員長、議長らの間に審査会の性格づけをめぐり論議がかわされ、その結果「同請願審査の採決権は総務衛生委員会にある」ということになつた。審議では社会、共産、公明各委員が、「委員会への再付託、再審査は反対である。審査の目的は何か」と総務衛生委員長と応酬、この中で自民党委員が議事の進行を求めるなど審議は次第に緊して行つた。そこで同委員長は、同請願を「継続審査」にするについて総務衛生委員の起立を求め、起立多数により同請願は継続審査と決定した。このため反対各党議員は「もつと審議をつくして採決すべきではないかと一齊反発、同委員長に対し激しくつめよう騒ぎも起きた。

○こうしたことから本会議は午後六時過ぎ再会、まず総務衛生委員長は「合同審査の結果、本請願は賛成多数により、なお精査の必要があるとして継続審査と決つた」